

## 手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例 逐条解説（案）

### （前文）

手話は、文法体系をもち、音声ではなく手指や体の動き、表情によって視覚的に意思を表現する言語であり、ろう者が自ら工夫して作り上げた、情報の獲得とコミュニケーションの手段であり、知識を蓄え、文化を創造するために重要かつ不可欠なものになっています。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、十分なコミュニケーションや必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、障害者基本法において、手話は、言語として位置付けられました。

市は、市民及び事業者が「手話は言語である」ことを認識し、手話に対する理解を深め、手話によるコミュニケーションを図ることができるよう、手話に対する理解とその普及を促進し、ろう者はもとより、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざして、この条例を制定するものです。

### 【解説】

前文では、手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例の制定にかかる背景や趣旨を説明しています。

策定審議会や意見聴取の中で、ろう者にとって手話がいかに重要か、また、その手話でのコミュニケーションができないことで、情報保障がなされず、どれほど不便で不安であるか、またそのことを理解してもらえず、また十分な支援がないことから日常生活においてはもちろん、特に病気や災害のときなどにおいては大変不安であり、苦しい思いをしていることなどについて多くのご意見をいただき、それらについてはこの前文に書き込むことにしました。

第1段落では、手話は文法体系をもった、ろう者にとって必要な言語として、欠かすことができない重要なものであることを記しています。

第 2 段落では、手話に対する理解が得られず、ろう者が生活の中で多くの不便や不安を感じながら生活してきたことを指摘しています。

第 3 段落では、近年の社会情勢の変化を記述し、「障害者の権利に関する条約」や、障害者基本法において手話が言語として位置付けられたことについて記しています。

以上のことから、第 4 段落において、市民および事業者が「手話が言語である」ことを認識し、手話による相互コミュニケーションを図り、全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら心豊かに自立し、いきいきと活動できる社会の実現と住みよいまちをめざし、この条例を制定することを記しています。

#### (目的)

この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解及びろう者に対する理解の促進についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目的とする。

#### 【解説】

この条は、条例の目的を定めたものです。

手話が言語であることを前提に、手話への理解及びろう者に対する理解を促進し、全ての市民が心豊かに安心して生活し、住みよいまちの実現を目的としています。そのために、この条例において基本理念を定めて、市の責務、市民の役割、業者の役割を明確にするものです。

#### (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を主なコミュニケーションの手段として用いる市民をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在職し、又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

## 【解説】

この条は、条例で使用する用語のうち、定義が必要なものを定めたものです。

### (1) ろう者

聴覚障害者という表現ではなく、あくまでも手話を主なコミュニケーションを用いる市民と、規定しています。ろう者には子どもも含まれます。

### (2) 市民

枚方市内に在住している人のほか、市外からの通勤通学する人も含めて市民と位置付けています。市民には子どもも含まれます。

### (3) 事業者

市内において、店舗や会社、事業所により事業を営んでいる個人や法人、その他の団体を指しています。

## (基本理念)

手話に対する理解及びその普及の促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、第1条の目的の達成に資するものであることを基本として行われなければならない。

## 【解説】

この条は、この条例の基本理念を定めています。

手話が言語であり、ろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とその他の市民がお互いを尊重し、安心して暮らせるよう、手話への理解及びろう者に対する理解を促進することをこの条例の基本理念とするものです。

## (市の責務)

- 1 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及びその普及の並びにろう者の社会参加の促進を図るため、総合的かつ計画的な施策を推進するものとする。
- 2 市は、学校その他の学びの機会をとらえ、手話への理解及びろう者に対する理解の促進を図るものとする。
- 3 市は、ろう者、手話通訳者その他の関係者と協力して、市民が手話を学ぶ機会を確保するものとする。
- 4 市は、ろう者が乳幼児期からその保護者等とともに手話に親しむことができるよう支援するものとする。
- 5 市は、市民又は事業者による手話への理解及びろう者に対する理解を深めるための取り組みを支援するものとする。

**【解説】**

この条は、市の責務を定めたものです。

**第1項**

基本理念にのっとり、手話への理解及び手話の普及促進並びにろう者の社会参加の促進を図るため、総合的かつ計画的な施策を推進することを規定しており、市が実施する手話に関する施策については、この項となります。

**第2項**

学校をはじめとする様々な学びの場とは、学校教育だけでなく生涯学習や社会教育も含めます。

**第3項**

市民に対して、手話を学ぶ機会を確保することを規定しています。

**第4項**

ろう者が乳幼児期から保護者等とともに手話に親しむことができるよう支援することを規定しています。

**第5項**

手話やろう者への理解のための取り組みへの支援について規定しています。

**(市民の役割)**

市民は、基本理念にのっとり、手話への理解及びろう者に対する理解を深め、手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

この条は、市民の役割を定めたものです。

全ての市民が条例の基本理念にのっとり、市が推進する手話に関する施策に協力していただくとともに、手話への理解及びろう者に対する理解を深めていただくことを規定しています。

**(事業者の役割)**

事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解及びろう者に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする

**【解説】**

この条は、事業者の役割を定めたものです。

事業者が条例の基本理念にのっとり、市が推進する手話に関する施策に協力するとともに、サービスを提供する際には手話への理解及びろう者に対する理解に基づき、ろう者が利用しやすいよう配慮することや、ろう者を雇用する際には手話やろう者への理解に基づき、ろう者の働きやすい環境の整備について努めることを規定しています。

(意見聴取)

市は、手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他の関係者から意見を聴くものとする。

**【解説】**

この条は、手話に関する施策を推進する際の意見聴取について規定しているもので、市が手話に関する施策の推進に当たっては、必要に応じ、ろう者、手話通訳者その他の関係者から意見を聴くものとしています。

(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

この条は、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることを規定したものです。